

議会改革調査特別委員会会議録

令和5年2月27日（月）
安平町議会議場

1 協議事項

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 事 件
 - (1) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について
 - ①パブリックコメント（住民参画手続）の結果報告
 - ②令和5年3月定例会への提案について
 - (2) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）について
 - (3) 議会の安平町個人情報保護条例の施行に関する規則の廃止について
- 4 閉 会

2 出席委員（9名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	梅 森 敬 仁	副委員長	工 藤 隆 男
委 員	工 藤 秀 一	委 員	小笠原 直 治
委 員	米 川 恵美子	委 員	鳥 越 真由美
委 員	三 浦 恵美子	委 員	箱 崎 英 輔
委 員	内 藤 圭 子		

欠席委員：田 村 興 文 、 高 山 正 人

3 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

4 議会事務局出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	木 林 一 雄	課長補佐	石 塚 一 哉

会 議 の 顛 末

[開会 午後2時02分]

1 開 会

2 委員長あいさつ

- （梅森委員長） それでは始めたいと思いますけれどもよろしいですか。はじめに田村委員と高山委員から欠席の届け出がありましたのでご報告します。
それでは定足数に達していますので、只今から第5回議会改革調査特別委員会を開催します。

3 事 件

- （梅森委員長） 3事件に入ります。（1）安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）についてを議題とします。事務局説明願います。
- （木林局長） まず1点目、安平町議会の個人情報の保護に関する条例案についてということです。1つ目ですが、パブリックコメント、住民参加手続きの結果報告です。1月20日から2月9日までの3週間パブリックコメントを実施しましたが、本条例案に対するご意見はございませんでしたので報告します。
②ですが、令和5年3月定例会への本条例の提案ですが、1月16日の委員会から本日までの間に条文の修正が2か所ありまして、先ほど正誤表という形で訂正箇所についてお配りさせていただきました。正誤表をご覧いただきたいのですが、修正したのは条例の第20条です。左が正で右が間違っていたところです。本日お配りした資料の方は既に字句が直ったものをお配りさせていただいています。第20条は赤いところが削っています。これは該当しないところが載っかっていたということで削除をしています。それから条例の第26条ですが、開示決定等の期限の特例ということで保有個人情報が著しく大量である場合は60日ということで以前ご説明申し上げましたが、こちらは開示請求があってから本来30日のところをこの条例では14日に短縮しています。プラスしてこの情報量が大量である場合はプラス30できるということで以前は30足す30で60日ということで設定したのですが、それが開示請求の決定は14日に短縮していますので14足す30ということで44日に本来直さなければならないところが直っていなかったということでこの部分の訂正をしていま

す。訂正箇所は以上です。

条例の内容については以前ご説明申し上げたとおりですので、この条例案を3月議会に提出してよろしいかどうかを本日も協議いただきたいと思っています。

それから提案の方法ですが、議員提案とするのか委員会提案とするのかということで資料は2つのパターンの資料を付けていますが、上の方が発議ということで議員提案の形、下の方が発議ということで委員会提案の提出の鏡となっています。どちらの方でご提案いただくのがよろしいかというところでご審議をお願いしたいと思っています。1点目は以上です。

○（梅森委員長） 説明が終わりました。①のパブリックコメントについてご意見は無かったとの報告です。②議会の個人情報の保護に関する条例（案）については一部字句修正がありましたが、基本的には以前に説明を受けた内容に変更はありませんので、条例案についてはこの内容で提案するということがよろしいでしょうかということです。それから今説明がありました提案方法については、議員発議とするか委員会発議とするかどちらにするかですが、委員会で今まで協議をして参りましたので委員会発議でよろしいかと思いますが、皆様いかがですか。

○（一同） いいです。

○（梅森委員長） 特にご異議がなければそのように決めます。

続いて（2）安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）についてを議題とします。事務局説明願います。

○（木林局長） お配りした資料の中にちょっと厚めの表題が安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程案というものを配らせていただきました。こちらの方は条例の中で議長が定めるものと、議長が定める基準ですとか、それから本人であることを示す書類などの条例の中にそういった表現がありますが、それを具体的に議長が定めるものとは基準はどういったものかですとか、本人であることを示す書類はどういうものか、それから開示請求などの様式。そういったものを定めたものが条例施行規程となっています。中身については、法律にぶら下がる政令と整合性を図りまして、尚且つ議長会からのひな形に基づき作成をしていますので、内容の説明は割愛させていただきたいと存じますが、本日施行規程を配布しまして、ご不明な点などがありましたらお問い合わせいただければと存じます。この条例施行規程については、条例が可決した後、議長名で告示をして4月1日から施行する予定ですので、それまでの間に何か不明な点等がありましたらご連絡いただければと思います。以上です。

○（梅森委員長） 説明が終わりましたので、ご質問あれば受けませんがいかがですか。また、事務局から配布に留めたいとのことですが、それでよろしいですか。異

議がなければそのように決したいと思います。

続いて（3）議会の安平町個人情報保護条例の施行に関する規則の廃止についてを議題とします。事務局説明願います。

- （木林局長） お配りした資料の中に一枚もので表題が議会の安平町個人情報保護条例の施行に関する規則ということで資料1枚ものですがお配りをさせていただきました。こちらの方はこれまで議会における個人情報の取り扱いを規定していましたが、今般、議会の個人情報の条例を議会独自に提案しますことから、この規則については条例可決後、3月末日をもって一応廃止したいということのご報告です。以上です。
- （梅森委員長） 説明が終わりましたので質疑をお受けしますがありますか。無ければそのように決めます。
以上をもちまして第5回議会改革調査特別委員会を終了します。
- （内藤委員） あ、はい。
- （梅森委員長） はい、どうぞ。
- （内藤委員） すみません。全然別な提案、
- （小笠原委員） その他。
- （梅森委員長） その他ね。
- （内藤委員） でも言わなかったら終わっちゃうと思って。
- （梅森委員長） ですからどうぞ。その他ってことですね。別案件ってことね。どうぞ。
- （内藤委員） はい。すみません。先日参加した学習会で議会のことを一生懸命やっている先生と出会いまして、安平町の議会でも議会の勉強会をやったらいいのではないかなと思ったので提案します。先生は青森大学の佐藤淳さんという方で、道内にもいらっしゃって色んな議会で勉強会をなさっているそうで、私他の議会のこと全然わからないのですが、他所がどうやっているかとか、こういう議会になっていったらいいのではないかなって話を聞くのはすごく勉強になるのではないかなと思ったので提案します。よろしく願います。
- （梅森委員長） 今内藤さんからご提案がありました。学習会ということですので非常に大事なことかなと思いますが。私の考えで申し訳ないですがもう少し内容を精査した上でペーパーにするか何かで皆さんにわかりやすく具体的にど

ういうことをしやすんだってことをまとめた上で再度ご提案なさったらいいのではないかと思うのですがどうでしょうか。今の内容で言われても一体何を勉強するのか漠然として皆さんなかなかこの場でやるやらないっていう判断は難しいと思うのですよ。そういう方向でよろしいですか。決してそれをやりたくないとかダメだっていうのではなくて、もう少し具体的な形で皆さんにご提案いただければありがたいなど。

○（内藤委員） どのタイミングで出せばいいでしょうね。

○（梅森委員長） じゃあ事務局から。

○（木林局長） これから先もまだ全員協議会ですとか、全員協議会もまだ案件が多々ありまして先進地視察の関係ですとか、決算の資料の関係ですとか、集まる機会がこれからありますので、そういった場面でとりあえずどういうことをやりたいかという資料をいただいておりますので随時出来次第いただければと思います。よろしいですか。

○（内藤委員） はい。わかりました。

○（梅森委員長） ではそのようにします。その他で何かありますか、皆さん。なければ閉めてよろしいですね。

以上をもちまして第5回議会改革調査特別委員会を終了します。ご苦労様でした。

○（一同） ご苦労様でした。

閉会 午後 2時13分

会議の経過を記録してその相違ない事を証する為、安平町議会委員会条例第26条第1項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 _____

副委員長 _____